

| | |
|------------------|---|
| Title | 近代中国の憲法制定と明治憲法 |
| Sub Title | The formulation of modern China's constitution with Meiji constitution's influence |
| Author | 呉, 迪(Wu, Di) |
| Publisher | 慶應義塾大学大学院法学研究科内 『法学政治学論究』 刊行会 |
| Publication year | 2019 |
| Jtitle | 法學政治學論究：法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.122, (2019. 9) ,p.171- 211 |
| Abstract | |
| Notes | |
| Genre | Departmental Bulletin Paper |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20190915-0171 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

近代中国の憲法制定と明治憲法

呉

迪

- 一 はじめに
- 二 近代中国憲法制定の源流
 - (一) 穂積八束と「天皇主権」憲法理論
 - (二) 有賀長雄と「歴史主義」憲法理論
- 三 清国末期の憲法制定における明治憲法の参照
 - (一) 「第一次政治考察」と穂積八束・有賀長雄
 - (二) 「第二次憲政考察」と穂積八束・有賀長雄
- 四 中華民国初期の憲法制定と有賀長雄
 - (一) 清国皇帝の退位詔書と中華民国臨時約法
 - (二) 憲法顧問としての有賀長雄の活躍
 - (三) 近代中国における明治憲法の継受 (二) …… 統治権移転論
 - (四) 袁世凱の帝政問題に対する有賀の態度
- 五 おわりに

一 はじめに

本稿では、清国末期の五大臣の海外視察を発端とし、「予備立憲」¹と清国皇帝の退位を経て、袁世凱の逝去を以て終焉を迎えた近代中国の憲法制定過程における明治憲法及び穂積八束や有賀長雄の憲法理論の継受について考察する。具体的には、下記の四つの問題を中心に検討する。

第一に、近代中国の憲法制定過程において日本が果たした役割について、既に多くの先行研究²がある。しかし、法制史と憲法学の視座で近代中国の『大日本帝国憲法（以下、明治憲法）』の理論的継受に関する研究は十分になされていない。特に、歴史法学的思潮を帯びた穂積と有賀の憲法理論がどの程度近代中国の憲法制定に影響を与え、そこでどのような役割を果たしたのかという点については更に深く掘り下げて検討する必要がある。それに加えて、穂積八束と有賀長雄が近代中国の憲法制定に与えた理論的基盤と彼ら自身の理論との間にどのような関連性が見られるのか、またこれらの理論は二人の憲法理論体系においてどのような位置づけを得られるものなのかも明らかにすべき問題である。

第二に、『明治憲法』の趣意を模倣して、一九〇八年に公表された『欽定憲法大綱（以下、大綱）』を中心に行われた清国の憲法典編纂作業は、「君主立憲制の樹立を目的とする憲法制定」としての「真の立憲」であったのか、それとも「清国皇室の統治を維持する為の憲法制定」としての「偽の立憲」であったのか——この清国の憲法典編纂の性格論については学术界では大きな論争³の対象となっているが、清国政府の憲法制定をその意図から明らかにする研究は未だ見当たらないことから、本稿では、『欽定憲法草案』が完成する直近の時期に清国政府より刊行された国民教科書を用いて、特に大権をめぐる解釈を中心に検討したい。

第三に、清末民初期の政權過渡期における『清国皇帝退位詔書（以下、『詔書』）』、『清国皇室優待条件（以下、『条件』）』と『中華民国臨時約法（以下、『臨時約法』）』が如何なる憲法的意義を有していたのかを解明する。清末民初期の法制史と政治史を考察する際に、辛亥革命後に南北和議と政權の穏やかな移行を促した政治文書である『詔書』と『条件』が、近年注目されている。村田雄二郎³は、この二つの文書について、「曖昧で緩やかな政治的「約言」であり、その政治的効用よりは、国家統合上の象徴的な作用に重きが置かれた「契約」である」と考えている。一方で、高全喜は、政治憲法学の立場から『詔書』の憲法学的意義に触れ、『詔書』と『臨時約法』とは民国初期の「憲法的精神」を体現した重要な存在であると唱えた。⁵ 本稿は、高の研究に基づいて、近代中国憲法制定過程における二つの文書が果たした役割を解明したい。

第四に、通説によると、責任内閣制を定めた『中華民国憲法草案（天壇憲法草案）』を破棄し、これに代わって大統領制を定めた『中華民国約法（以下、『約法』）』を制定した袁世凱の一連の行動は、帝政打倒を叫んだ辛亥革命の成果を「篡奪した」とされる。しかし、本稿は新しい史料を踏まえてこの通説を再考する。特に、今までの多くの先行研究では、清末期の憲政史を考察する際、孫文が率いた革命派は、清国内部の立憲派と対比し得る程に重要性が置かれていた。⁶ しかし、当時の状況に鑑みるならば、革命派の活動や主張は決して当時の中国を先導する流れとはならなかった。なぜなら、当時の中国において、革命派の唱えたアメリカ式憲政制度を適用することは到底不可能であり、それを支持した彼らの理論的根拠は薄弱であったと言わざるを得ないからである。故に、本稿は、有賀長雄から影響を受けた袁世凱政權の憲法制定過程を、清国末期の憲法制定過程の延長線上に置いて、清国の『大綱』と民国の『約法』を主たる基盤として成立した、近代中国の一連の政治体制中に位置づけるべきことを実証したい。

本稿では、まず近代中国憲法制定の理論的源流を穂積と有賀の憲法理論に求めその特徴を分析する。次に清国末期の憲法制定の明治憲法に対する模倣及び明治憲法理論の継受の実態を検討する。最後に、中華民国初期の憲法制定過

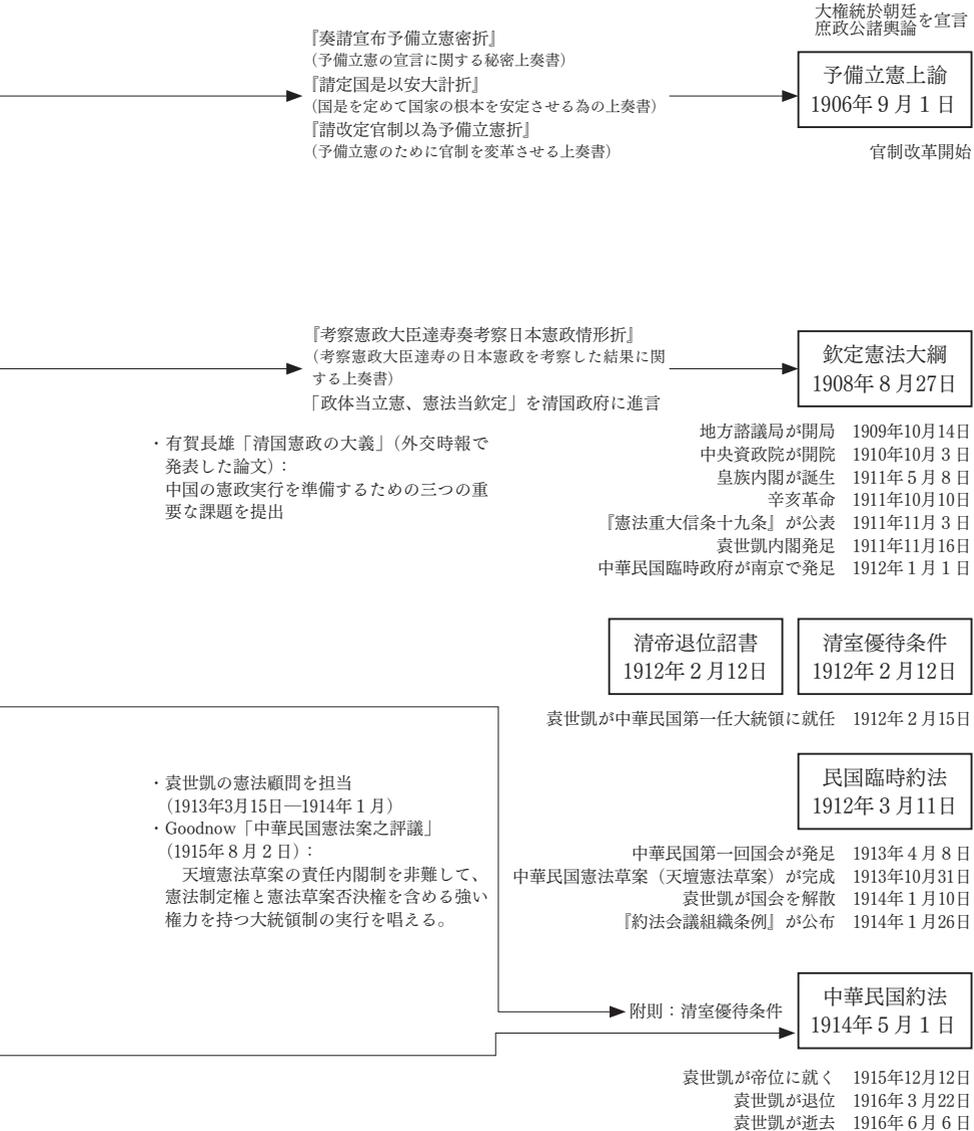
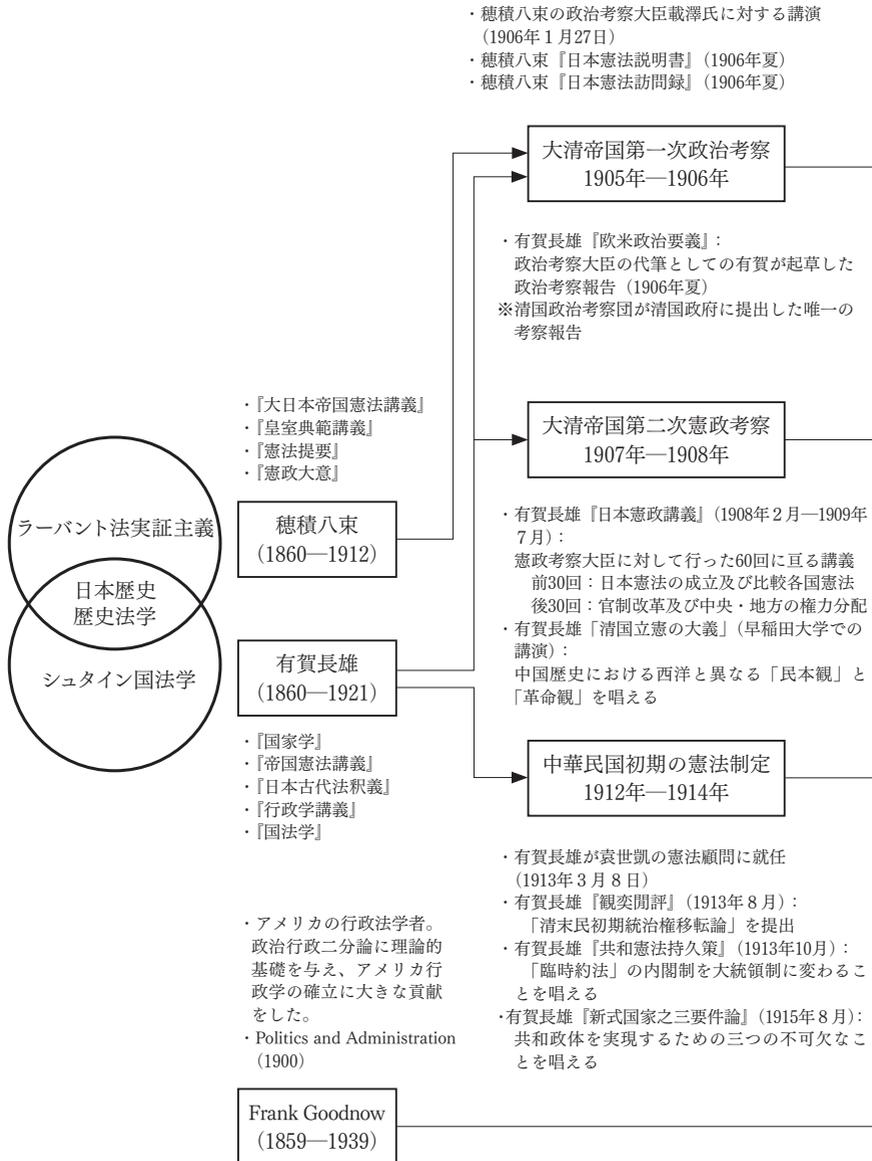


図1 近代中国憲法制定過程略図



程における有賀の活躍と彼の憲法理論が果たした役割を検討する。なお、図1は筆者作成にかかる「近代中国憲法制定過程略図」である。適宜この図を参照しつつ稿を進めることとする。

二 近代中国憲法制定の源流

近代中国、即ち清末民初期の憲法制定は主に三つの段階に分かれている。第一は、一九〇五年の政治考察大臣の日本・フランス・アメリカなど五つの国への訪問と〇七年の憲政考察大臣の日本・ドイツなど三つの国への訪問である。この「政治視察」を踏まえて、清国政府は『予備立憲上諭』を作成し、さらにその後の憲政調査の成果として『欽定憲法大綱』が作られた。この後者は、明治憲法上の君上大権と臣民権利義務に倣った規定を置いていた。そしてそれらの策定には、穂積八束と有賀長雄の憲法理論が指導的な役割を果たした。⁽⁷⁾ 第二は、一九一二年初に公布した『清国皇帝退位詔書』、『清国皇室優待条件』と『中華民國臨時約法』である。この最後の『臨時約法』の起草過程において、日本の法学者寺尾亨と副島義一も関与したが、決定的な役割を果たしたのは宋教仁である。⁽⁸⁾ 第三は、日本人法律顧問有賀が重要な役割を果たした『中華民國約法』の制定である。その制定にあたって、『約法』が採るべき政体をめぐる論争において、確かにアメリカ人顧問グッドナウ (Frank Johnson Goodnow、一八五九～一九三九) が案出した政治体制の構造は、結果として有賀のそれよりも重用されたが、⁽⁹⁾ 本文第四部分にて詳述するように、清朝からの統治権移転を『約法』上に明記したことにおいては、有賀の功績は大であると言わなくてはならない。このことの意義については後述する。一九一六年、袁世凱の逝去に伴い、中国が軍閥割拠の時代に入ると、憲法は政治闘争の道具となった。そのため、この時期に作られた憲法の条文も理論面だけでなく現実面でも意義を失った。袁世凱の逝去をきっかけとして、清国末期の政治考察大臣の外国考察を端緒とした近代中国の憲法制定には終止符が打たれる。

そこでまず、近代中国憲法制定の理論的源流としての穂積と有賀の憲法理論とその特徴を紹介しよう。

(一) 穂積八束と「天皇主権」憲法理論

穂積八束は一八六〇年に生まれ、祖父重磨（一七七四～一八三七）は本居宣長の子である本居太平に師事した、国学者である。父重樹（一八二二～一八八二）も同じく国学者であった。このように、穂積家の精神的遺産は「日本文化固有性論や忠君思想への信奉」であり、「日本伝統思想と西洋法思想の八束なりの総合は、多分この穂積家の基本的関心に新たな表現を与えた」ものであったとされる。⁽¹⁰⁾

一八七九年、穂積が東京大学文学部に入学した当時、思想界では「英米思想一辺倒の状態に反撥してドイツ思想に向かう」潮流と「西洋的な思想、制度一辺倒の態度に反撥して、日本の文化的独自性への関心を高める」潮流が存在した。一八八四年、東大研究生であった穂積は文部省留学生としてドイツに赴いて国法学を専攻した。穂積がドイツに滞在した時は、法実証主義の巨匠と言われるラーバント（Paul Laband、一八三八～一九一八）に師事し、半世紀にわたってドイツ国家教義学を支配することとなる彼の公法理論を体系的に学んだ。⁽¹²⁾

長い間、学界では、法実証主義と歴史法学は区別されてきた。通説によると、法学における法実証主義の立場は「一九世紀において、特定の科学性の基準を標榜し、かつ自然或いは歴史の名の下に現行法に解釈や修正を通じて影響を及ぼし得る法源としての自然法や歴史に依拠することを拒否する」ものである。⁽¹³⁾しかし近年、西村清貴は、「従来の研究において強調されてきた法学（実証主義法学―筆者）における論理的要素の排他的支配という把握は適切ではない」と指摘する。これに依るならば、穂積の理論の背景たるラーバントの学説を、単に「論理的要素」のみに還元できない要素、即ち、彼の「歴史法学の方法」⁽¹⁵⁾に着眼して論ずることも可能となるう。

この歴史法学の方法に従って、ラーバントは、「私法学において確立した歴史法学の議論を国法学において展開」⁽¹⁶⁾

し、国家の公的性格を法学的に表現することを試みた。彼にとつての法学の対象とは、「国家によつて制定された法律」ではなく、「民族の歴史の中で発展¹⁷⁾する法であつた。

穂積は上記のような「歴史法学に根ざす法・国家思想¹⁸⁾」が根底に存在するラーバントの国法論から強く影響を受けた。穂積はラーバント式の法実証主義の思考様式と研究方法を受容して、実定憲法に対して緻密な論理的構築を行うと共に、林来梵が言つたように、「日本国情に相応しい日本の特色ある憲法理論を当初から構築したのである」¹⁹⁾。

要するに、「水戸学や国学との特殊な結びつきを超えて、江戸朱子学の正統派と重要な点で結びついている」穂積の理論に於いては、「法は社会公認の道德」であるとの認識が根底にあり、「法と倫理を分離することは窮極的には考えられない」²⁰⁾ものとして捉えられた。水戸学と国学から深い影響を受けた穂積は、水戸学が唱えた、天皇は天祖の化身であることと、国学が唱えた、天皇への絶対服従の宗教的義務を受け継いだ。そして、ラーバント流の歴史法学に根ざす国法理論に基づき、大権を総攬する天皇に日本の主権が存するという、日本の伝統に則つた憲法理論を練り上げた。

穂積のこの憲法理論の研究において、長谷川正安と鈴木安蔵は態度を異にしている。前者の考えでは、穂積を「明治憲法の最も正統的な解釈学者：中略：日本憲法学の最初の体系的建設者²¹⁾」とするのに対して、後者の考えでは「八束の憲法論は近代憲法の普遍性を認めず、八束自身の理解する日本に固やかつ不変の原則―国体―に依拠している」²²⁾とする観点から穂積の理論を批判した。近年、坂井大輔²³⁾は、長谷川、鈴木の穂積八束論を批判した上で、新たな穂積の憲法理論体系の輪郭を描き出した。坂井は、穂積を「天皇制共産主義者²⁴⁾」とし、穂積が「自身の公法学をもつて西歐資本主義社会の持つ弊害を克服し、天皇制に基づく牧歌的社会――〈天皇制共産主義〉社会――を維持していくことができる」と信じ、それを実践すべく活動した²⁵⁾と特徴づける。

しかし、現実を正視すると、国学や朱子学の価値観に基づく日本固有の国体の持続と、家父長制に根ざす生産様式

を望んだ穂積の憲法理論は、次第に日本の経済現実から離れていった。特に、日露戦争以降の一九〇〇年代後半の日本は「資本主義生産を軸とした経済社会を確立」⁽²⁶⁾し、独占資本主義の徴としての鉄鋼業規模を一挙に拡大させた。つまり、穂積が望んだ「天皇制共産主義」ではなく、「天皇制資本主義」が日本社会に出現したのである。従って、普通選挙権を求める大正デモクラシーの幕が開き、「憲法学分野では、八束のそれは異端となり、美濃部達吉の憲法学が正統の地位を占めるに至つ」⁽²⁷⁾たのである。

(二) 有賀長雄と「歴史主義」憲法理論

天皇主権説を唱えた穂積に対して、天皇機関説を主張した一人である有賀は、一八六〇年に生まれ、七六年に大阪開成学校から東京大学予備門に入り、八二年に東京大学文学部哲学科を卒業した。そして、一八八四年に元老院書記官に選任された。その二年後に自費でドイツのベルリン大学に留学して、欧州文明史と心理学を学ぶ。その後、オーストリアに赴き、シュタイン (Lorenz von Stein、一八一五～一八九〇) から国法学を学び、一八八八年に帰国した。⁽²⁸⁾ 帰朝後、枢密院秘書官兼議長秘書官、総理大臣秘書官兼内閣書記官、農商務省特許局長参事官などを歴任し、伊藤博文、伊東巳代治、大木喬任の部下として活動する中で、有賀は、明治憲法が成立する過程を見てきた。⁽²⁹⁾ 特に、明治四〇年体制の確立過程中に、有賀は一九〇三年から総裁伊藤博文と副総裁伊東巳代治の委任を受けて帝室制度調査局の御用係となり、明治典憲体制の確立のために多大な力を発揮した。その後、一九〇八年に、清国憲政考察大臣に行った六〇回に亘る講義は、シュタインから学んだことを明治四〇年体制確立の経験と結び付けた集大成である。

李超の著作は、有賀に関する研究の代表的なものである。李によると、有賀憲法学は五つの理論書から成っている。それは、国家に関する普遍的法則を研究する『国家学』⁽³⁰⁾、伊藤博文の『憲法義解』に沿った『帝国憲法講義』⁽³¹⁾、法制史的視座から日本法制の特徴を検討する『日本古代法積義』⁽³²⁾、行政権が憲法体制において果たすべき主導的役割を強

調する『行政学講義』⁽⁴¹⁾、そして歴史的伝統の背景をもって国法の精神を検証して、あるべき憲法政治体制の構築を唱えた『国法学』⁽³⁵⁾である。この一連の著作を通じて、有賀はシュタインから学んだ国法学理論を種本として、歴史主義法学を基軸とする憲法学理論体系を構築した。⁽³⁶⁾

詳細な研究は前出の李超の論文に委ねるが、ここでは「日本国家の歴史発展」と「日本国法の特徴」の二部分⁽³⁷⁾から成る有賀の日本国法論に現れる、一国の歴史やその伝統がその国の政治や法律体制を決定するとの、いわば「歴史伝統決定論」について検討したい。

有賀は国家の発達史を三つの段階に分けた。即ち「血族国家時代」と「等族国家時代」と「公民国家時代」である。「血族国家時代」は縄文時代から古墳時代までであり、この時期の国家的観念と社会体制はまだ形成されておらず、社会と国家は一体であった。「等族国家時代」は大化改新から明治維新までである。この時期に、国家と社会は次第に分離され、国家の体制が次第に構築され、身分等級制度に従って、人々は其々に異なる社会地位を持つことになる。「公民国家時代」は五箇条の御誓文公布以降で、身分等級制が廃棄され、国家体制も社会構造から離脱した。⁽³⁸⁾

上記のような国家形成史観に基づく有賀の国法（憲法）論の特徴、つまり、「主権 (Souveränität)」と「支配権 (Regierungsrecht)」との関係を次に見てみよう。有賀は「主権」と「支配権」との関係において、「統治権」を定義づける。彼によれば「統治権」とは「主権と支配権とを合したるもの」⁽³⁹⁾である。ここで言う「支配権」とは、立法、行政、外交など国家権力の一般的な広い作用を示した。有賀によると、「代々の天皇は歴史上の事実により大日本帝国の主権者として之を支配する地位に立ち給へり…中略…憲法の条文より来るに非ず」⁽⁴⁰⁾とされる。しかし、「日本の歴史に於て久しく主権と支配権と分離し」てきたため、「今に於て回復すべからず」⁽⁴²⁾。故に、「惟に新たに公民国家の編制を採用し、天皇は其の元首たる地位に居りて統治権を行ひ給へり」、そのことは「憲法四条」⁽⁴³⁾がこれを明示すると説明する。要するに、帝国日本の主権は歴史によって天皇に帰属するところであり、「公民国家の編成」、すなわち大

政奉還以降、国家の支配権をも併せ持つようになったというのである。

なお、有賀が構築した憲法の体系は更に三つの特徴があると言われる。第一に、「天皇制下の二権分立」⁽⁴⁵⁾説である。彼は元首が国家権力を総攬することを前提とする行政権と立法権の分立を主張した。従って、元首が有機体機関の構造とみなされ、憲法と法律の規定に従って職権を行使すべきであるとする。それに対して、立法機関は行政機関に対して監督権を有する。第二に、衆議院が国家の長期的な利益を代表できない⁽⁴⁶⁾ため、有賀は、直接選挙制と普通選挙制に反対し、政党政治を排斥する。行政機関が導く「卓越した人物によって国を治めること」を主張した。第三に、元首が責任を負うことに反対して、「元首無責任」と「大臣責任制」⁽⁴⁷⁾を国家の基礎として、「超然内閣制」の政体を構築することを唱えた。

三 清国末期の憲法制定における明治憲法の参照

(一) 「第一次政治考察」と穂積八束・有賀長雄

日清戦争と日露戦争における日本の勝利は、清国を揺るがし、清国の知識人たちの学習対象が西洋の科学技術から政治制度に転換する契機となった。一九〇五年、清国政府は時局を挽回するために、東西洋各国の「全ての政治を視察して、其の良いものを学ぶ」⁽⁴⁸⁾ことを使命として、載澤、端方、戴鴻慈などの五名の大臣が参加する「政治考察団」を二組に分けて、東西洋諸国に派遣した。特に日本に対する考察は、「清国の憲法制定の基調を定め」⁽⁴⁹⁾ることとなり、「上諭」の公表において、穂積の講義と有賀が起草した報告は決定的な役割を果たすこととなる。

1 穂積の憲法講義

清国政府は、穂積の三回の講義により彼の憲法理論を学んだ。

その最初の講義は、一九〇六年一月二七日に芝離宮で行った政治考察大臣載澤に対して行ったものであり、講義記録が現在に伝わっている。穂積は自ら作った「君主統治簡易表」を使いながら明治憲法を解説した。その講義内容は載澤の『考察政治日記』⁽⁵⁰⁾の中に記録されている。穂積は「日本の国体は何千年も変わらない君主国」だが、「立憲制度は、君主主権に対して何の悪い影響も与えていない」⁽⁵¹⁾とし、その原因は、「国家を統治する権力は皇位に属している。これは日本憲法の本源である」などの説明を以て、日本の国体の根本を示した。統治権の作用は主に三つある。その「第一は立法権であり、第二は大権であり、第三は司法権である。君主が立法権を行使すれば国会がこれに参与する。君主が大権を行使すれば國務大臣と枢密顧問がこれを輔弼する。君主が司法権を行使すれば裁判所が審判を担当する」⁽⁵²⁾。しかし難解なのは、穂積が次に述べた「所謂統治権は、大権も司法権も行政権も共に備える」ということではなからうか。ここに言う「大権」は明らかに先に統治権の作用を述べた際に用いた「大権」と異なる。崔学森の分析によると、「穂積は異なる文脈に沿って大権を使った。(中略)しかし、清国の大臣は大権の真意とは一体何かを追究しなかった」⁽⁵⁴⁾。翌日、載澤も憲法上の幾つかの問題について、伊藤博文に問った。伊藤は明治憲法が規定した一七カ条に及ぶ天皇大権を詳細に説明して、「中国において憲政を施行するとすれば、その時大権は必ず君主に帰属させるべきである」⁽⁵⁵⁾との、政治判断を下した。この講義に割かれた時間は決して長くはなかったが、清国への影響は多大なものであった。この講義を通じて載澤は、なによりも、憲法制定により君主の権力を害さないだけでなく、皇帝権と立法・行政・司法諸権のバランスを保ちつつ、制定する憲法の内容次第で皇帝権を強化させることができるという理解を得た。言い換えれば、載澤らは「大権政治が実行可能であること、さらに大権政治を実行する為の基本的な方法」を知ることができたのである。

政治考察大臣載澤らは時間的な制約があったため、滞日中、明治憲法の内容と政治の状況の詳細までは勉強できなかった。そこで、載澤は、日本を出てイギリスへ行く前に、「一部の随員を日本に留まらせ、引き続き調査を行う」⁽⁵⁷⁾ことを命じた。この調査中、穂積を講師として招聘し、嘗て日本に留学した経験のある四名の学生を含めた九名の随員に対して憲法を講義させた。⁽⁵⁸⁾穂積の講座の中国語版は『日本憲法説明書（以下、「説明書」）と題され、『政治官報』に集中的に連載された。

この他に、政治考察大臣の随員の一人で、早稲田大学政治経済学部を卒業した唐寶鏢は、憲法問題をめぐって一九〇六年に穂積と問答を行ったが、その内容は『憲法訪問録（以下、「訪問録」）と題して編纂された。『訪問録』は、まだあまり研究されておらず、崔学森の著作が簡単に言及するに留まる。『訪問録』は、一〇章からなっており、総計二十九件の質問が掲載されている。注目すべきは、『訪問録』の第一〇章の「中国の立憲」であり、清国の憲法制定に対する穂積自身の見解が示されていることであろう。要するに、穂積の意見は、「憲法制定のための政治制度改革を実行するための準備期限を設けること」と「憲法の条文の制定だけでなく、条文の内容が実効性を持ったための保障として基礎教育の普及」に力点が置かれた。かつ、憲法制定と政治改革の最優先事項は、「国論の一致を図る」ことである。そのために、朝廷は「まず国是を定めて、民衆に公布すべし」と穂積は提言した⁽⁵⁹⁾。

2 有賀の報告書

一九〇六年夏の末、考察大臣は相次いで帰朝し、清国政府に有賀長雄が代筆として起草した『欧米政治要義（以下、「要義」）』という報告書を提出した。これは清国の政治考察団が清国政府に提出した唯一の視察報告書である。

一九〇六年の初夏、清国の駐在日本国公使は、考察政治大臣端方から「今回の考察の見聞は多岐に亘り過ぎ、一致した結論に達することができないだけでなく、帰国後に朝廷に提出すべき報告書の内容はとりわけ難しい故、日本の

学者を一名探して、考察大臣の代わりに報告書の内容を起草⁽⁶⁴⁾させるように指示を受けた。これに基づき、当時の早稲田大学総長高田早苗は有賀長雄を清国公使に推薦した。有賀自身は端方らがイギリスで得た見聞を想像して記述することは困難であると逡巡しつつも、清国公使の「君〔有賀〕の想像を以て記述すればいい、但し地方官官制の主張は清国の国情に最も適合する中央集権主義を採択すべきである」という指示を受け、二週間かけて報告書を作成した。その報告書は、日本に居留する清国留学生の翻訳を経て端方に渡った。

『要義』の起草については、既に多くの先行研究がある。『要義』の一章から四章は、有賀の著作『国法学（中国語版）⁽⁶⁶⁾』の一章から五章の中にある君主に関する内容と「ほぼ似てい」るだけでなく、第一〇章を除いた『要義』の第五章から一八章の構造は『国法学』の第六章から一八章と「完全に一致している」⁽⁶⁷⁾。ただし、中国語版『国法学』は『要義』が作成された後の一九〇六年末から翌〇七年初頭にかけて刊行されたと推測されている⁽⁶⁸⁾。

政治考察大臣が『要義』を清国政府に提出した際に、「臣らは欧米に赴いて政治を視察する時期は短かったが、視察した国は多く、（中略）見聞も多く得た」。「各国の政体に関する情報を欧米政治要義という報告書にまとめた。この本は、政治の概要について、既に完璧に備えている」⁽⁶⁹⁾と、『要義』を評価した。有賀自身も「恭しく報告書を西太后に捧呈したところ、これによって意外にも中央集権主義の官制が頒布された」⁽⁷⁰⁾と、後に語っている。

張学継によると、清国政府の憲法制定の決意を促す重臣会議で研鑽された五つの上奏書は梁啓超が代筆して起草したものであるが、実際に有賀長雄も関連の作業に関与した模様である⁽⁷¹⁾。

3 『予備立憲上諭』の公布

政治考察大臣が帰朝後、清国政府に憲法制定に関する意見を提出した。この一連の上奏書には、日本の憲法に倣って憲法を制定すべきことが述べられている。

これらの上奏書の中にある、「奏請宣佈預備立憲密摺（以下、「密摺」）」、「請定國是以安大計摺（以下、「大計摺」）」と「請改定官制以為預備立憲摺（以下、「官制摺」）」は、憲法制定の決意を促すという点で特徴的である。以下略説する。

まず「密摺」の中で、政治考察大臣載澤は立憲君主制の本質、つまり「立憲君主制の要は国体を尊崇することであり、君主の権力を強固にすることにある（中略）日本の憲法を見ながら伊藤侯爵の陳述と穂積博士の講演を聞けば、君主統治の大権は、大凡一七条がある」と述べた。⁽⁷⁶⁾一七カ条の大権を並べた上で、載澤は当時の中国で憲法政治を実行する三つの利点、つまり①皇位が永久に伝承されること、②外部の脅威が次第に軽減すること、③内部の混乱が次第に解消することを唱えた。⁽⁷⁷⁾一部の憲法制定の反対者が唱えた中国は未だ憲法制定の条件を有していないという主張に対して、載澤は「日本は明治一四年に憲政を宣言して、二二年に国会開設準備に入った」ことを例として、「今、憲法制定を宣言することは宗旨を明らかにすることであつて、実際に憲法を制定するまでの期限はこれ以降あつて構わない」と朝廷に上奏し、この他にも、満州族と漢民族の間にある差別を解消すべきことに触れた。

直接穂積の講義を聴講した載澤とは異なり、有賀に『要義』の起草を依頼した端方は彼の「大計摺」の中に、「君主が責任を負わないことを憲法に明記しなければならぬ」と唱え、「責任は君主ではなく大臣が負うべきである」と述べた。⁽⁷⁸⁾端方の意見によると、立憲君主国は必ず責任内閣を設置しなければならぬし、内閣大臣が君主の代わりに、全ての責任を負うべきである。これは明らかに天皇機関説を主張する有賀長雄の超然内閣主義と大臣責任論の見解に沿ったものである。これに対して、端方は載澤と同じように、憲法制定のための予備期間を置くことを主張し、五箇条御誓文のような国是を早めに定めて、一五年または二〇年を限度として準備期間を置くことを唱えた。準備期間内にやるべきことについて、端方は民族差別を取り除くこと、国事を公論によって決めること、内外の長所を学ぶこと、官府体制を明確にすること、中央と地方の権限を定めること、財政を整理することの六つの改革案を提出した。⁽⁷⁹⁾

「密摺」と「大計摺」には、それぞれ穂積と有賀の天皇観を継受する箇所が見られるが、もう一人の政治考察大臣戴鴻慈が上奏した「官制摺」は、実践面で有賀が『要義』で唱えた政治制度改革に関する主張を模倣したものである。戴は「官制摺」の中で、「日本の憲法の実施は明治二二年であるが、それ以前の明治七年と一八年に既に行った二度の政治制度改革は憲法の順調な遂行を保障するためであった」と述べた。戴は責任内閣の設立と中央・地方権限の明確化をめぐって議論を展開し、八つの政治制度改革の主張を提示した。その内容は『要義』の五章から一八章に述べたものとはほぼ同じである。

穂積と有賀の憲法理論を後ろ盾とした政治考察大臣らの推進によって、清国政府は日本の立憲政体に倣って憲法制定を行うことを決定した。一九〇六年九月一日、清国政府は「宣示予備立憲專攻厘定官製論（予備立憲を宣言して先ず官制改革を行う上論。以下、『予備立憲上論』）を公布した。『予備立憲上論』の前半部分の中に、「大權統於朝廷、庶政公諸輿論（大權が朝廷に統一され、庶政を輿論に委任すること）」が規定された。それに対して、『予備立憲上論』の後半部分の中に、「今の人民の智識は未だ憲法政治に相応しくないため、あせって事を運ばないように」、まず「官制（政治制度）の改革から着手して、積年の弊害を除き清める必要があることが述べられている。また、「教育普及の実現の為に努力し、財務の整理に力を尽くして」、「もって予備立憲の基礎を成す」等を規定した。嵐のような大清帝国の予備立憲はこれをもって幕を開けた。

『予備立憲上論』が公表された後、一九〇六年一月一日には端方が有賀宛の手紙に、「有賀博士の起草した詳細かつ確かな報告書と上奏文は、我国の政治界にとって大変有益な助力となった。感激のあまり言葉もない。この度私たちは帰国して有賀博士のご意見を朝廷に上奏したところ幸いにも朝廷はこれを採択し、立憲政体の構築の開始に至った。朝廷は更に法制の整備までも検討して準備している。以後の事務は日々繁忙となり、難しい問題も多く発生すると考えられる。力強いご教示を賜わるようお願いを申し上げる」と書き、有賀の役割を高く称賛した。なお、

清国政府も穂積と有賀に勲章を授与した。

(二) 「第二次憲政考察」と穂積八束・有賀長雄

1 有賀の憲法講義

一九〇七年七月、直隸総督袁世凱は上奏書の中で、伊藤博文の欧米遊歴に倣って、大臣にドイツと日本で憲法に関する視察を再度行わせることを唱えた。九月、清国政府は再び達寿など三名の大臣を「憲政考察大臣」として派遣し、ドイツ、イギリス、日本の憲政に関する調査や視察を行った。この視察は明治憲法学が近代中国に影響を与える一つの重要な節目になったと言える。

達寿が率いた憲政考察団は明治政府に迎えられ、明治天皇は当時の朝鮮統監伊藤博文に関係事務の所管を頼んだ。その伊藤から全権を委任された伊東巳代治は、清国から来た憲政考察団のために、講師陣を組織し、彼らは清国の考察大臣に明治憲法を中心とする明治憲政の授業を行った。具体的には、穂積八束が帝国憲法、清水澄が行政法、有賀長雄が比較憲法及び日本憲法実施手続の講義を担当した。⁽⁸⁰⁾

有賀長雄の講義は一九〇八年二月から翌年七月にかけて、総計六〇回に及んだ。前半の三〇回は達寿に向けて明治憲法の制定及び比較憲法を中心として展開し、後半の三〇回は達寿を引き継いだ李家駒に向けて官制改革と中央・地方の権限配分を中心に講義が行われた。これらの講義内容は全て手書きで記録され、伊東巳代治文書⁽⁸¹⁾に収録されている。講義の構成は表1の通りである。

達寿は「(有賀は) 知っていることは何でも話し、話せば余すところなく語り尽くす(中略) 正に自ら欧米に遊歴し、自らの目で欧米の政治風俗を見るようであった(中略) これは全て有賀博士の熱心あつてのものである」と述べ、李家駒も、「(有賀は) 欧米憲法学者の理論と中国の歴史をよく知っているゆえに、全ての議論の急所を突くように指摘

表1 有賀長雄『憲政講義』の内容構成

| 回数 | 内容 |
|---------|-----------------|
| 第一回 | 維新前後の国情要領 |
| 第二～六回 | 維新から憲法公表までの重要事件 |
| 第七～三〇回 | 欧州立憲諸国憲法との比較概要 |
| 第三一回 | 講義順序協議 |
| 第三二～三四回 | 内閣官制 |
| 第三五回 | 摂政 |
| 第三六～三七回 | 清国官制草案批評 |
| 第三八～三九回 | 地方官制 |
| 第四〇回 | 中央政府の法律命令 |
| 第四一～四三回 | 中央政府と地方政府の会計問題 |
| 第四四～四六回 | 自治制度 |
| 第四七～四九回 | 官僚 |
| 第五〇回 | 枢密院 |
| 第五一～五三回 | 大権の施行形式 |
| 第五四回 | 非常処分 |
| 第五五回 | 戒嚴 |
| 第五六～五七回 | 皇帝令及び皇室制度 |
| 第五八回 | 皇室財産及び財政 |
| 第五九回 | 欠 |
| 第六〇回 | 天皇の直管事務と清国皇室問題 |

した（中略）有賀博士の講義を記録して清国朝廷に捧げれば、清国の憲政の前途に大いに益するところがある。有賀博士の不朽の偉業は、中国の立憲史と共に永遠に不滅である⁽⁸³⁾と、有賀の講義を称賛した。

李家駒は後の三〇回講義の内容をまとめて中国語に訳し、『官制篇』と名付けて出版した。

2 『欽定憲法大綱』と『九年予備立憲清單』の登場

達寿と李家駒は帰国後、有賀講義の内容と結びつけて、其々に「考察日本憲政情形具陳管見摺」（一九〇八年八月七

日)、「考察日本官制情形請速釐定内外官制摺」(一九〇九年六月二四日)等の上奏書を清国政府に提出した。これらの上奏書は清国政府の憲法制定事業を促した。達寿の上奏書が主に憲法理論を説明するのに対して、李家駒の上奏書は制度改革に着目していた。『欽定憲法大綱』(以下、『大綱』)は一九〇八年に公表されたため、本稿では達寿の上奏書を中心に議論を展開する。

達寿は、すぐに決すべきこととして「政体は立憲、憲法は欽定」⁽⁸⁴⁾を唱えた。要するに、「政体は立憲を取れば、国家の基盤が強まり、皇室の地位も安定する。憲法は欽定によって、国体を保存することができ、主権を固めることもできる」⁽⁸⁵⁾。

具体的に言えば、立憲政体について、達寿は有賀長雄の理論に沿って、間接政治を主張した。即ち、「元首は総覧の機関として、皇室は内閣の上に超然する」⁽⁸⁶⁾ことである。欽定憲法について、達寿は「列記の形で君主大権を規定して国会に制限されない」と「臣民権利に関する規定は、臣民の要求により制定されるのではなく君主から賜るものであるから日本を模倣する必要がない」と「内閣副署制度は中国古来にあるものなので君主の権力を害しない」⁽⁸⁷⁾の三つの事項を根拠に、欽定の形で憲法を制定すれば国体を守ることができる⁽⁸⁸⁾と唱えた。最後に、達寿は、「憲法と共に皇室の規範も制定すべき」⁽⁸⁸⁾だと主張して、「大権政治を模倣しなければならない、憲法と皇室の規範も同じくらいに重視しなければならない」⁽⁸⁹⁾と述べた。

一九〇八年八月二二日、『大綱』と『九年予備立憲清單』(以下、『清單』)〔準備リストのようなもの〕が憲政編查館と未だ開院しない資政院によって起草された。八月二七日に朝廷に上奏され、同日に裁可された。『清單』の計画に従って、予備立憲の九年目、つまり一九一六年に憲法が公布されることが予定された。なお、一九一五年末までに、「文字が読める人口を総人口の十分の一にする」⁽⁹⁰⁾計画は、前述の通りの穂積が『訪問録』で表明した意見の実践と看做されるべきであろう。

『大綱』は一六カ条から成る君上大権(本文)と九カ条から成る臣民権利義務(付録)により構成されている。最後の条文を除いて、これらの条文は全て明治憲法に典拠を見出せる。しかし注目すべきは、先の一六カ条は明治憲法の大権に関する規定を受け継いだ、臣民権利義務の部分は、明治憲法にある一五カ条の中の九カ条だけを参考とした。

(三) 近代中国における明治憲法の継受(一)…大権理論

1 清国政府における大権政治の理解

前述したように、明治憲法を手本とした清国の憲法典編纂に関する研究は歴史学の視座からは多いが、法制史と憲法学の視座から清国政府の穂積憲法学に対する理解を考察する研究はまだ多くはない。その上、清国政府が秘密裏に起草した『欽定大清憲法』の草案はまだ発見されていないので、殆どの先行研究は、一九〇八年に公表された『欽定憲法大綱』のみを通じて、清国政府が明治憲法を如何に取捨選択したのかを推測している。

ところで、清国の「学部(≡文部省)」図書局によって一九一〇年に刊行された『国民必読課本(甲乙編)』(以下、『必読課本』甲、乙⁹¹)という本がある。これは、『欽定大清憲法』の草案がほぼ完成に近い時期に清国政府の「学部」によって出版された国民教科書であり、これに載る憲法に関する諸問題についての説明は、清国政府の公式の見解と見做し得ると、筆者は考える。そこで、以下では『必読課本』を通じて、「大権」を中心とする清国政府の明治憲法理論の理解及び継受に関する問題を検討する。

まず君主大権についてだが、清国政府の理解によると、『上諭』が唱えた「大権は朝廷に統一される⁹²」というのは、「統治大権が君主によって操られ、その下に国会の協賛がある⁹³」ことである。また、「統治の」主体が上にあり、無上の主権を総覧して、行政権の統一を期して、治安の保護を望む大権⁹⁴は統治権である。統治権の作用は更に三つの

項に分けられ、「第一は君主自ら行う」とあり、また「第二は議会の協賛を得なければならない」とする。そして「第三は官吏が君主の命令を受けて君主の代わりに行う」。なお、「各種大権は、自行・代行・協賛にも拘わらず、必ず君主がその統治権を操って初めて、完璧な政治制度」になる。その中に、「兩議院は年に一回會議を開催して、国の重大な事案を合議して、国の公事が公議で議決することを明らかにし」⁹⁵「なければならぬ」。『上諭』が唱えた「一般の政治事務は世論の検討に委ねられる」とは即ちこの意味である。ここに、「大権統於朝廷、庶政公諸輿論」を解釈する政府筋の理解が明らかとなる。

ただし注意すべきは、『必読課本』の乙編が大権を解釈して、「一國が大きく各種の事情も煩雜で、独り君主によって処理することができない時、その権力を臣下に委ねて、翼賛させて行使させる」⁹⁶との表現を用いたことである。甲編では「協賛」を用いたのだが、乙編は「翼賛」という文言で大権を解釈した。なるほど両用語の言語的脈絡は極めて似ているが、当時の清国政府は未だにこれらの用語の意味の内包と外延を明確に定義していない。そして、「憲法が規定しなかったあらゆる事柄は、大権を以て行使し得る。蓋し一つの君主大権は三権の上にあつて、三権を統一するからである」⁹⁷との理解に基づき、皇帝権を強める意図で、穂積の憲法理論に事寄せて清国政府の利益に適う解釈を行った。これも後の政府と民間立憲派との激しい衝突、更に清国の立憲運動崩壊の隠れた原因となった。

2 大権理論と憲法制定の失敗

ここで、清国の憲法成立過程での「大権」をめぐる論争を通じて、清国政府の明治憲法理論の継受について更に説明した上で、「真の立憲」と「偽の立憲」をめぐる論争に触れておきたい。

前述の通り筆者は、清国政府が唱えた「大権統於朝廷、庶政公諸輿論」の真意を明らかにしたが、予備立憲の際に、民間の立憲派は「大権」の実際の法的及び政治権力上の定義を求めなかった。一九一一年に皇族内閣が組閣され、世

論の激しい論争を招いた際に、直隸省の諮議局（清国末期の地方議会のような組織）の議員の上奏書は、「皇族内閣は君主立憲の先例に相応しくなく、臣民の立憲に対する願望が失われるが故に、速やかに改めて新内閣を組織して、憲政を重視し国家の基盤を固める事を明らかにする」と主張した。これに対して、清国政府は「政府機構及び人事の任命は全て君上大権に属することは欽定憲法大綱に明らかに載せている。我が君民は大綱を乗り越えることができず（中略）全員きちんと大綱を遵奉して、勝手に上奏しない事を以て、君主立憲の本旨に相応しいようにすべし」と、返答した。

その後、一九一一年一〇月に辛亥革命が勃発した。清国政府は革命党の圧力に迫られ、大権を守り通す態度を一変させ、「内閣の中に皇族がいる事は立憲各国の通例に相応しくなく、資政院（清国末期の国会に準ずる中央機関）が上奏した皇族内閣が立憲政体と相容れない事も「皇室を遵奉し国家の基盤を固める」ためであり、「皇族が内閣大臣を担当しないように、直ちに完全内閣を組織」して、更に溥倫らに「速やかに欽定憲法の条文を資政院に提出して審議を待つよう」命じた。憲法制定権が資政院に移され、そして資政院によって作られた『憲法重大信条一九条』の中に、皇帝の大権は「憲法が規定した者に限る」と制約された。但し、袁世凱が革命派の条件を受け入れ、清国皇帝に退位を迫った。それに伴って、『憲法重大信条一九条』も破棄された。

要するに、政治考察大臣の視察を端緒として、穂積憲法学を参照しながら憲法起草作業を行うまでの過程に目をやると、清国政府は始終自らの大権政治に対する理解を基礎に、「大権統于朝廷」を目標として憲法編纂作業を続けたと言えよう。しかし、これに対して、民間の立憲派が望んだのは「憲法と法律の枠内に大権を制限する事であり、換言するならば、議会を通じて政府更に君主の権力を制限する事」に主眼が置かれていた。このように、清国が『予備立憲上諭』を発表した時点から、「大権」をめぐる清国政府と民間立憲派の理解にずれが生じていたため、政府の憲法典編纂作業に伴って、「大権」は両勢力の分離の重要な原因の一つとなった。立憲派も清国政府に対立するよう

になり、清国政府を覆す勢力の一つとなってゆく。清国皇帝の退位に伴って、さらに明治憲法理論の継受に伴って生まれた「大権」もその存続の基盤を失うこととなった。

四 中華民国初期の憲法制定と有賀長雄

(一) 清国皇帝の退位詔書と中華民国臨時約法

辛亥革命が勃発した四日後、清国は再び袁世凱を起用した。一九一二年一月三日、前述の『憲法重大信条一九〇九条』が公布され、袁世凱も資政院によって内閣総理大臣に推挙された。一月二日、革命党の指導者であった孫文は「袁世凱が清国皇帝の退位に賛成すれば、孫文が中華民国大總統の位を辞して、それを袁世凱に譲る」とする声明を發表した。

一九一二年一月一日、中華民国南京臨時政府が発足する。同年の二月二日、清国が御前會議を招集して、退位の件を議決した。翌日、清国政府は全権を袁世凱に委任して、革命党側と退位の条件について交渉を開始した。二月一日、南京臨時政府の參議院が『清国皇帝退位詔書（以下、『退位詔書』）』と『清国皇室優待条件（以下、『優待条件』）』を可決した。その『退位詔書』には次のようである。「今全国人民の心は共和に傾倒して（中略）〔皇室が〕統治権を全国に帰して、共和立憲国体を定め（中略）新旧交代の際に、全権を資政院によって推挙された袁世凱に委任して、共和政府を組織して、統一の方法を協議する。（中略）満州族・漢族等五つの族を合一して、一大中華民国になる」。

二月十五日、袁世凱は中華民国臨時參議院によって臨時大總統に推挙された。三月八日、臨時參議院は袁世凱の権力を制限するための責任内閣制を規定する『中華民国臨時約法（以下、『臨時約法』）』を可決した。一九一三年四月八

日、中華民国第一回国会が成立し、その中の三〇人が憲法起草委員に推挙され、天壇で憲法草案の起草を開始した。同年一〇月六日、国会選挙を経て、袁世凱は正式に中華民国大總統に就任した。一〇月三十一日、『中華民国憲法草案(天壇憲法草案)』が完成した。

このように見ると、辛亥革命の勃発後に公布された『退位詔書』と『臨時約法』は共に清末民初期の政治的基礎を構築しただけでなく、同時に中華民国の建国の基礎となった。高全喜が指摘したように、『退位詔書』は「臨時約法」の一面性と不足点を補い、清国政府は、『退位詔書』と、『臨時約法』が体现した革命党が開いた革命建国の道を歴史的に結びつけ、改良主義的な君主立憲制の導入により、退位という栄えある犠牲で、革命党と共に現代中国を構築した」といえるであろう。

(二) 憲法顧問としての有賀長雄の活躍

前記のように、中華民国政府は一九一三年四月に国会を開設して憲法を制定することとしていたので、袁世凱は彼の政治顧問モリソンと軍事顧問坂西利八郎の推薦を得て、当時、早稲田大学総長であった大隈重信の仲介の下、有賀長雄を憲法顧問として招聘した。有賀は同年三月八日に北京に到着して、政府の憲法起草に協力することとなる。

有賀は北京に到着した後、大統領府内に憲法研究談話会を開催して、憲法に関する講演を数回行った。なお、これらの講演の内容は大統領府秘書官と、留日学生の李景蘇及び曾彝進によって漢訳され、一九一三年八月に『觀奕閑評』⁽¹⁶⁾という題目で、大統領府秘書官から三〇〇〇冊が刊行された。加えて、同書の一章から九章までは、「有賀博士民国憲法全案意見披露」の形で李慶芳が主筆として加わった『憲法新聞』⁽¹⁷⁾の第一七から第二四期(二〇と二期は除く)と『順天時報』(一九一三年九月一四日)に掲載された。有賀はこれらの講演の中で、以下に詳述する「統治権移転」問題に絡めて、清国の皇帝を退位に追い込んだ革命党が君主専制を打倒する過程において果たした役割を批判し

た。また、有賀は大統領の権限を無限に拡張することを主張したが、このことは袁世凱の好みに合致したと考えられ、袁世凱はすぐさま内閣総理段祺瑞に政府を代表して有賀長雄と任期の延長について協議することを命じた。有賀の態度は極めて積極的であり、任用契約の締結は順調に進んだ。

一九一三年一〇月、有賀長雄は『共和憲法持久策』⁽¹⁰⁾を發表した。同書は中華民国憲法草案が起草されていた期間に、大統領府秘書庁によって出版されたものであった。また、大統領制を主張した『觀奕閑評』は国会における憲法の審議に十分な影響を与えなかったがために、有賀は更に『共和憲法持久策』を發表して、『中華民国憲法草案』を批判しつつ、「内閣制を大統領制に変更するために最後の努力を注いだ」と指摘されている。

一九一三年一月に、袁世凱は国民党解散の命令を下して、翌一四年一月に再び国会解散を命令し、先の『中華民国憲法草案』もこの一連の事情に伴い破棄された。そして、同年五月一日には、袁世凱の意思に従って起草した『中華民国約法』が公布される。

有賀は袁世凱の深い信任を得て、一九一四年七月に任期満了の後も、再び袁世凱の政治顧問に就任した。また、一九一五年の日中「二十一カ条」の要求をめぐる交渉時にも、有賀は日本に派遣されて、情報の収集を行った。⁽¹¹⁾

一九一六年の袁世凱の逝去後、有賀は引き続き約三年に亘って憲法顧問を担当したが、一九一七年七月任期満了後日本に帰国し、三年後の二一年に逝去した。

李超⁽¹²⁾と李廷江⁽¹³⁾が指摘するように、有賀長雄は「政治参与型」の学者であった。有賀は現実の政治に対して極めて深い興味を持って、学問を實際に役立てることを期待し、「自身の理論体系を中国の政治変革の實踐に移」すことを試みた。一方で、日本政府と数多くのパイプをもっていた有賀は「日本帝国の亜洲制覇のために犬馬の勞をとる役割を果した」とも評されているが、これには検討を加える余地がある。即ち、「社会学、憲法、國際法、国法学、法制史、外交史」⁽¹⁴⁾の視座を有した有賀長雄の主張は、中国伝統的な法文化における憲政の重要性、統治権移轉論の歴史的意義

とその現代的な課題を考えるために、今なお傾聴に値しよう。次節で考察を進めたい。

(三) 近代中国における明治憲法の継受 (二)・統治権移転論

1 有賀の清末民初期統治権移転論

歴史法学の擁護者としての有賀が述べたように、「どの国も憲法を制定する際にその国の歴史を顧みないわけにはいかない。即ち、現在の国家権力の関係は、過去の発展から引き継いだものであるが故に、その過去を分析しなければ現在のとの繋がりを明確化できない。もし外国の現行法を参考にして自国の憲法を編纂すれば、必ず禍を招く」⁽¹⁷⁾。有賀は、清末民初期の政治変動を吟味した上で、「清末民初期における統治権移転」⁽¹⁸⁾について論じた。この理論は『中華民国約法』の法理上の基礎であるだけでなく、現代に至るまでの中国憲法学の重要な理論的淵源になったと、筆者は考えている。

有賀によると、アメリカは植民地戦争を通じてイギリスの統治から独立したために、元来の統治権はなく、一三州は互いに連携して新しい憲法を制定した。また、フランス革命の時にルイ一六世の斬首に伴って元来の統治権が完全に否定されたので、フランスの公民は互いの公約に基づき国家を再編成することは当然であった。これに対して、辛亥革命においては革命党人たちの功績は看過できないが、清国から中華民国への統治権の移転は西洋の革命と異なっているため、「中華民国の憲法の制定は他国と異なる形式を採るはず」⁽¹⁹⁾であると、有賀は述べた。

要するに、有賀は辛亥革命以降の歴史を①「一九条」を公布して軍民を慰める時期、②君主立憲と共和立憲どちらが良いかを国民会議の議決に委ねる時期、③共和を承認して『優待条件』を検討する時期、④南北和議の最終条件を交渉する時期の四つに分けた。特に、有賀は『詔書』にある「統治権を全国に帰して、共和立憲国体を定める」ことと「袁世凱に委任して、共和政府を組織して、統一の方法を協議する」ことを中心に統治権移転問題を更に分析した。

つまり、中国は「君主の統治権を消滅して新しい統治権を発生させるのではなく」、中華民國は「武昌蜂起を発端とし清国皇帝の退位を経て統治権譲渡を実現した」ゆえに、清国皇帝の統治権は、アメリカやフランスにおける革命のように「断絶」したわけではなく、中華民國政府に継承されたに過ぎなかったと理解されたのである。

よって、清国皇帝の統治権委譲という中華民國の成立の最も著しい特徴から見れば、中華民國の成立と西洋ブルジョア国家の発足との最大の相違点⁽²⁾は、①共和に賛成せず、革命に参加しなかった地域も中華民國の領土に含まれること、②普通選挙法に基づいて国民会議を開会する必要がないこと、③中華民國の憲法は西洋憲法を模範とする必要がないことであると有賀は述べている。

2 民国初年の憲法制定における統治権移転論の継受

有賀が唱えた「統治権移転論」及び「超然内閣主義」は、明らかに、フランス第三共和国憲法を手本として辛亥革命後に定められた『中華民國臨時約法』を対象とし、そこにおけるフランス式の国民主権説を徹底的に否定することを目的としていたと考えられよう。

『中華民國憲法草案(天壇憲法草案)』を廃棄して『約法』を制定する過程において、有賀の他に、アメリカ政治学者グッドナウ、イギリス憲法学者ピゴット(Francis Taylor Pigott、一八五二―一九二五)等外国籍の法律顧問も活躍していた。また、有賀は革命派の顧問である副島義一からの論難も受けた(有賀は袁世凱の顧問)。

副島によると、統治権は国家に属するゆえに、国家が存在している限り、統治権は何の変更もなく、従って、統治権移転も発生しない。また、副島は超然内閣制に根ざす大統領制ではなく議院内閣制の創設を強く主張した。この論難について、松下佐知子⁽³⁾の見解は説得力がある。つまり、「元来清国は専制国家であり、それを混乱させず国家を維持するためには強力な行政が必要であると考えたため、有賀は一貫して「行政」主導型国家を創出することを望ん

だ」ゆえに、「有賀思想の根底には暫定的な中国の社会秩序の安定のための「行政」主導型の国家思想が一貫してあったと考えられる。「行政」主導型の構想は袁世凱の構想と近いものであったが、袁に権力を集めたとしても集める事が目的ではなく、それによる安定した中国の創出が目的なのである」。これに対して、「(副島の) 思想の根底には「中国の平和」のために日本が東洋の主人公として活動せねばならないという思想があった」。そのため『觀奕閑評』で描かれた国家は、副島義一には袁世凱に好都合な憲法を準備するための有賀の策略と映り、超然内閣を批判し従来通り議院内閣を主張し、有賀を非難し始めた。

一九一四年に公布された『約法』の制度的構成は、基本的にはアメリカ顧問グッドナウの意見が採用された⁽¹²⁵⁾。しかし、今まで注目されてこなかったのは、『優待条件』は附則の形で『約法』に組み込まれたことである。

そもそも『約法』制定過程においても、袁世凱は有賀の統治権移転論に従って、「大清国皇帝退位後の優待条件」を当時の『中華民国臨時約法』に規定するよう主張していた⁽¹²⁶⁾。袁世凱が最も強く唱えたことは「この優待条件の発生は、統治権の移転に始まる。清国皇帝が退位の詔を発しないと、南北の和議も決してできない⁽¹²⁷⁾」ということであった。それだけでなく、袁世凱はまた、『優待条件』を憲法で規定すれば、清国の領土が無傷で継承されよう⁽¹²⁸⁾と主張した。上述の通り、一九一四年に公布された『中華民国約法』の中に、『優待条件』が附則の形で規定されることによって、中華民国が合法的に清国から統治権及び憲法制定権を継承したことの根拠となった。

(四) 袁世凱の帝政問題に対する有賀の態度

『約法』が公布された翌年、袁世凱が帝位に就くに際しての有賀は、これまでの日中両国における通説的な見解によれば、グッドナウ、楊度らと共に、その帝位就任を支持していたというものである。だが筆者は、この見解には再考が必要であると考えている。

古徳諾が『共和論と君主論』を発表すると同時に、有賀は一九一五年八月に『新式国家三要件論』(以下、三要件論⁽¹²⁸⁾)を発表した⁽¹²⁹⁾。有賀の『三要件論』によると、共和政体としての新式国家を組織するためには、順調に運営する国会、司法独立主義を採る司法制度、公民意識を涵養するための基礎教育という三つの要件が必要である。有賀のこの「三要件論」は表面上には帝政と無関係だが、その含意は逆に袁世凱によつて議会在が干渉されることを批判するようにも見える。だが、今日の通説では、例えば趙大為⁽¹³⁰⁾は、有賀の三要件論の本意は、「中華民國は未だこの三要件を備えていないが故に、共和制より旧式の帝政のほうがいい。であれば、たとえ議会在に干渉しても構わない。やがて将来、三要件を具備した新式共和制の実行が可能となろう」くらいに理解すべきであると述べる。これにとどまらず趙氏は、「包み隠した戦術を使(う)」「ペテンにかけて人心を惑わ(す)」「悪賢くて手管を弄する」などの言葉をもつて、有賀を厳しく批判する。

袁世凱が帝位へ就く際に、有賀がグッドナウ、楊度らと共に「国体論争」を初めとして様々な行動に出たことは、否定できない。これは日本人としての有賀が日本政府の要求に応じてやらなければならないことでもあった。しかし、有賀本人において、袁世凱の帝位就任運動に賛成したかどうかについては、未だ検討する余地があると、筆者は考える。ここで坂西利八郎中将が『外交時報』六八六号に寄せた一文に、袁世凱の帝位就任運動に対する有賀の態度を追憶する件がある。坂西によると、有賀は袁世凱が元首の名の下に事実上、皇帝の権限をもつことは問題がないと考えた。ただし、もしも袁世凱が帝位に就くことがあれば、「其子弟一族が皇族となり、彼の功臣が公侯伯子男の貴族となる」という事になるとそれは大問題⁽¹³¹⁾になると述べた、とある。

これより前の一九一四年、臨時で帰国した際に有賀が発表した「もし袁氏が帝位に就けば、将来は必ず大失敗になる。袁氏自身も之を深く知る。袁氏は初代大統領に就任することに対して極めて光榮と感じ……将来平和を以て憲法を成立させ、立法・行政・司法三部分が互いに衝突なしに其々にその責任を尽すべきである」という意見と結びつけ⁽¹³²⁾

て見れば、確かに有賀が三要件論を書いた一九一五年は袁世凱の帝位就任の前夜であったが、有賀は自ら超然内閣主義の主張を一貫して表明していたに過ぎないと解することができる。要するに、有賀は、今までの通説の語る袁世凱の帝位就任の支持者ではなく、初代大統領となる方がよいと、考えたのである。筆者は、彼の三要件論の主旨とは、超然内閣主義の一日も早い実現を目的としながら、超然内閣主義構想における最も重要な地位を占める権力分立の確立の重要性を強調した結果に過ぎないと、考えている。

五 おわりに

本稿では、明治憲法をモデルとした近代中国の憲法制定過程を明らかにした。同時に、近代中国の憲法制定過程と穂積や有賀の憲法理論との系譜関係を説明した。確かに一九世紀ドイツ国法学の影響下にあった明治憲法と上記の二人の憲法学者ではあったが、その歴史主義的なアプローチは、西洋に発しながらも西洋とは異なる統治の説明理論を東アジアにおいて構築する役割を担った。

本稿を閉じるにあたって、冒頭に述べた四つの問題について整理しておこう。

第一に、清国の考察団に憲法講義を行う際に、穂積八束と有賀長雄は、それぞれ「大権理論に基づいた天皇主権説」と「超然内閣主義に基づいた天皇機関説」を考察大臣に教授した。清国考察大臣らは帰朝後に彼らから学んだことを上奏書によって政府に伝えた。清国政府は有賀の超然内閣主義ではなく、穂積の大権理論を選び、更にそれに手を加えて、明治憲法の天皇大権を超える、皇帝が全ての権力を総攬するいわば「超大権」理論を構築した。これに対して、憲法制定のための準備期間における一連の政治改革は、基本的に有賀の『要義』と『憲政講義』の主張に沿って展開した。

第二に、清国政府は、憲法制定を富国強兵の実現手段と見做した。政府の政策実践も、「清単」によって立てられた計画のままに推し進められた。しかし清国政府が築き上げた「大権」は、民間の立憲派たちが望んだ「大権」とは異なっており、前述の通り明治憲法の大権を超えた、絶対至上の皇権力を意味する「大権」であった。従って、皇族内閣の出現をきっかけとして、もとより同じ目的を持つはずの清国政府と民間立憲派はそれぞれ異なった道を歩み始めた。民間立憲派の支持を失った清国政府の憲法制定事業は失敗に終わった。

第三に、「詔書」、「優待条件」と『臨時約法』は形式的には、村田雄二郎が述べるところの「契約条項」である。しかし、この三つの文書は、村田が述べたものだけでなく、同時に政權過渡期の国家統一と政治運営を支える基盤の性質を持っていると考えられる。この三つの憲法的性質を有する政治文書（中国ではこれらを「憲法文書」と専門的に総称する）が存在するからこそ、民国政權は合法的に清国政府から統治権を受け継ぐことができたのではないかと、筆者は考えている。この「統治権移転」は、まさしく歴史法学派の精神と中国の社会歴史が結合した考え方ではなからうか。

第四に、『優待条件』を附則の形で『約法』に挿入した事実、統治権移転の事実を国家根本法の下に確認する事実である。つまり、『約法』は清国末期の憲法制定の延長線上にある。要するに、統治権移転の形を通じて、近代中国は「君主立憲」と「民主共和」を結びつけて、一種の新しい政治体制——皇室を有する大統領制を創出したのであった。

袁世凱死後、近代中国は軍閥割拠の極めて混乱する時代に入り、様々な憲法も次々と現れた。しかしこれらの憲法はもはや単なる政争の具と化し、本稿で跡付けてきたような清末民初期の手堅い研究調査や考察の上に立って制定されたものではない。一九四六年に、孫文の「五権憲法」理論をベースにして、俄かに『中華民國憲法』が作られたが、施行はされなかった。

歴史法学の要素を含む法実証主義を源流とする明治日本の憲法制定を先導者として、清国末期の政治考察を踏まえ、君上大権を中核とする『欽定憲法大綱』の公表を通じて始まった中国の立憲の歩みは、紆余曲折を経ながらも、その後『約法』の制定を見て、やがて袁世凱の逝去を以て終焉を迎える。この一連の過程こそ、近代中国の憲法制定の最も本質的な部分であると、筆者は考える。

中村元哉は自著⁽²⁴⁾の中で再び「中国の夢、憲政の夢」という問題を提起した。二年後の二〇二一年は辛亥革命一〇〇周年と中国共産党成立一〇〇周年である。中華民族復興のスローガンが叫ばれる只中で、一〇〇年に亘る憲政の経験と教訓を如何に評価、継承、発展すべきか、如何にして中国政治体制の中心を「国家」から「社会」に転換すべきか、課題は多い。本稿の考察は、これら一連の政治課題に対する筆者なりの問題意識に基礎したものである。大方の批判を請う次第である。

(1) 予備立憲とは、清国末期から始まる憲法制定を中心とした近代中国における立憲制の樹立をめぐる思想的・政治的・社会的運動を総称する専門概念として中国の法制史学・政治史学上用いられている。

(2) 例えば曾田三郎『立憲国家中国への始動…明治憲政と近代中国』（思文閣、二〇〇九年）と同氏の『中華民国の誕生と大正初期の日本人』（思文閣、二〇一三年）は日本における代表的な研究である。中国における清国末期の憲法制定運動に関する研究では、崔学森「清廷製憲與明治日本」（北京大学二〇一五年度博士論文）が代表的なものである。中華民国初期の憲法制定過程における日本人顧問有賀長雄が果たした役割について、李超「民初法律顧問有賀長雄及其製憲理論」（華東政法大學二〇一六年度博士論文）はその集大成である。この他に、翟海濤「法政人与清末法制变革研究——日本法政速成科为中心」（華東師範大學二〇一二年度博士論文）は、当時、日本で法学や政治学を受けた中国知識人たちが近代中国の憲法制定過程において果たした役割を実証的に分析した。なお、熊龍雲「近代中国官民の日本視察」（成文堂、一九九八年）は、近代中国における中国政府官僚と民間知識人の日本視察及び日本に対する認識の全体像を描いた。また同氏は、最近作、『洋律徂東…中国近代法制的構建与日籍顧問』（社会科学文献出版社、二〇一九年）にて、清末民初期の一連の法制整

備と法典編纂作業における有賀長雄（清末憲法の制定と民国約法の制定）、松岡義正（民法編纂と民法教育）、寺尾享・副島義一（臨時約法の制定）の活躍を中心に、近代中国の法律顧問らが果たした役割について、数多くの一次資料を使って、分析を行った。

- (3) 清国末期の憲法制定をめぐることは、概ね三つの見解がある。一つは、中国において多く唱えられているもので「清国政府は故意に立憲を先延ばしにした」（高放、韋慶遠『清末立憲史』（華文出版社、二〇一二年）、一七七～二〇八頁）、「清国の立憲は人を騙す手段に過ぎない」（張晉藩、曾憲義『中国憲法史略』（北京出版社、一九七九年）、四五～八六頁）等の清末の予備立憲運動に対する低い評価である。二つ目は、「清国政府は憲法の編纂作業を通して、民主政治を認め権力に制限を加えたわけではないが、清国政府が民衆を騙しているとは言えない」とする中立的な評価である。この見解によると、清国の憲法典編纂作業の失敗の原因は、政府の無能さと地方官僚の不作為にある（Meribeth E. Cameron, *The Reform Movement in China, 1898-1912*, Stanford University Press, 1931）。三つ目は、ある程度清国政府の予備立憲を肯定するものである。その代表である曹暁君は『大綱』の制定過程と後の皇族内閣を分析して、「皇族内閣はその合理性がある」、「偽の立憲で予備立憲運動を評価するのはやや偏っている」と、総括をした（曹暁君、余林南「也談清末的所謂假立憲」『齊齊哈爾師範学院学報（哲学社会科学版）』（第三期、一九九五年）、九九～一〇一頁）。
- (4) 村田雄二郎「清室優待条件から見た民国初期の憲政体制」中村元哉編『憲政から見た現代中国』（東京大学出版会、二〇一八年）、二三～五二頁。
- (5) 高全喜「政治憲法学視野中的清帝遜位詔書」『環球法律評論』（三三（〇五）、二〇一一年）、二六～三六頁。
- (6) こうした見解は、これまでの中国の学界において共通のものといえる。例えば、張晉藩『中国憲法史略』と呉宗慈『中華民国憲法史』（台聯國風出版、一九七三年）は其々に中国大陸と中国台湾の代表的な研究である。
- (7) 崔学森「清廷製憲與明治日本」、四八～一六五頁。
- (8) 曾田三郎『中華民國の誕生と大正初期の日本人』、一九～五六頁。
- (9) 李超「民初法律顧問有賀長雄及其製憲理論」、二二五～二五八頁。
- (10) R. H. マイニア原著・長尾龍一他訳『穂積八束の思想的考察』（東京大学出版会、一九七二年）、一六頁。
- (11) R. H. マイニア原著・長尾龍一他訳『穂積八束の思想的考察』、一七頁。
- (12) Ernst Hippel, "Paul Laband", in *Encyclopedia of the Social Sciences*, VIII, 614.

- (13) オリヴィエ・ジュアンジャン原著・井上武史訳『ヨーロッパの憲法学における実証主義…四つの段階』岡山大学法学会雑誌』(六〇巻三号、二〇一一年)、一頁。
- (14) 西村清貴『近代ドイツ法と国制』(成文堂、二〇一七年)、五頁。
- (15) 西村清貴『近代ドイツ法と国制』、六〇七頁。
- (16) 西村清貴『近代ドイツ法と国制』、二五一頁。
- (17) 西村清貴『近代ドイツ法と国制』、二五一頁。
- (18) 西村清貴『近代ドイツ法と国制』、一五四頁。
- (19) 林来梵『国体憲法学——亜洲憲法学的先駆形態』『中外法学』(第五期、二〇一四年)、一一三二頁。
- (20) R. H. マイニア原著・長尾龍一他訳『穂積八東の思想的考察』、三五五頁。
- (21) 長谷川正安『日本憲法学の系譜』(勁草書房、一九九三年)、九四頁。
- (22) 鈴木安蔵『日本憲法学説史研究』(勁草書房、一九七五年)、二二八―二二九頁。
- (23) 坂井大輔『穂積八東の公法学一・二』『一橋法学』(二二巻一―二号、二〇一三年)。
- (24) 坂井大輔『穂積八東の公法学(二二)』、六一七頁。
- (25) 坂井は「天皇制共産主義者」としての穂積八東の理論の特徴を次のように捉える。「八東の「公法学」を総体としてみれば、それは、取引関係の存在しない牧歌的な家共同体を保護すること、そして、家々の上により大きな家として聳立する天皇制国家を、同じく牧歌的な共同体として維持していくこと、を目的としている。家国一致論、祖先崇拜、「皇位」祖宗の「靈位」という定式により天皇の地位を永続化すること、君主の行なう社会政策によって民衆に満足を与えようとしたこと、道徳教育によって天皇支配の正当性を担保しようとする試みなどはその端的な表れである。八東は家と国という二種の共同体において、弱者が斃れることを決して容認しない。天皇および家長が弱者に対して、強大な権力による強力な保護を与えることで、資本主義の帰結である弱肉強食的世界の現出を阻止すること、これこそが八東の目指したものであり、彼の学問は、この目的に沿って営まれている。これはまさに、共産主義という呼び名にふさわしい思考ではないだろうか」(前掲・坂井「穂積八東の公法学(二二)」、六一六頁)。
- (26) 三和良一『概説日本経済史(近現代)』(東京大学出版会、二〇一二年)、七四頁。
- (27) 坂井大輔『穂積八東の公法学(二二)』、六一七頁。

- (28) 有賀長雄『日本現在国家哲學』（牧野書房、一八八八年）の序文には、「本年六月下旬に帰朝」と書かれている。なお、本稿では、松本三之介『利己と他者の狭間で』（以文社、二〇一七年）、九二頁を参照。
- (29) 李超「憲法顧問有賀長雄赴任前的中国淵源」、『新余学院学报』（二二卷三期）。
- (30) 熊達雲「有賀長雄と民国初期の北洋政權との關係について」、『山梨学院大学法学論集』（二九号、一九九四年）。
- (31) 有賀長雄『国家学』（牧野書房、明治三二年）。
- (32) 有賀長雄『帝国憲法講義』（講法会、明治三〇年）。
- (33) 有賀長雄『日本古代法積義』（博文館、明治一四年）。
- (34) 有賀長雄『行政学講義』（明治法律学校講法会、明治二八年）。
- (35) 有賀長雄『国法学』（早稲田大学出版部、明治三九年）。
- (36) 李超「民初憲法顧問有賀長雄及其制憲理論研究」、五一～八六頁。
- (37) 李超「民初憲法顧問有賀長雄及其制憲理論研究」、六四～六七頁。
- (38) 有賀長雄『国家学』、四七～五二頁。
- (39) 有賀長雄『国法学（上）』、二〇三頁。
- (40) 有賀長雄『国法学（上）』、一九六頁。
- (41) 有賀長雄『国法学（上）』、二〇三頁。
- (42) 有賀長雄『国法学（上）』、一九九頁。
- (43) 有賀長雄『国法学（上）』、一九九頁。
- (44) 李超「民初憲法顧問有賀長雄及其制憲理論研究」、八四～八六頁。
- (45) 有賀によると、天皇が総攬する統治權（≡支配權）は、立法權と行政權から成る。明治憲法が規定する第五・六・七条は立法權に属する。これに対して、第六条後半と第八・九・一〇・一一・一二・一三・一四・一五・一六条は行政權に属する。
 〈前掲〉『帝国憲法講義』、四三～四四頁。
- (46) 有賀は次のように論じた。「一般選舉法を取る場合に於て、議員總數の中に就き、比例上最多數を占むべきは最下層の人民なり。即ち何等優秀の性能なく、國民發達の最低度に在るの社會なり。然るに此の社會を代表するものをして更に上層に位して實際勢力を有する階級を代表する者よりも多分の權力を有せしむるは、是れ社會等序斟酌の順序を誤るものに非ずし

て何そや。此の如き倒逆の下に在りて社會の上層に位する者は、政躰に不満を懷きて之を轉覆せむとするか、然らざれば更に其の性能を磨きて益々其の業務の發達に盡さむとする銳氣を喪ふへし。是に於て國家の目的を達する上に害あり。何となれば、國民の發達は主として優秀元素の發達に原由するものたればなり。(前掲『国法学(上)』、四三四～四三五頁)。

(47) これについて、有賀は『大臣責任論』(明法堂、明治二十七年)で詳述した。

(48) 第一歴史檔案館『光緒朝上諭檔(三二)』(広西師範大学出版社、一九九六年)、二三頁。

(49) 崔学森『清廷製憲與明治日本』、七六頁。

(50) 載澤『考察政治日記』種叔河『走向世界叢書(第九卷)』(嶽麓書社、二〇〇八年)、五七五～五七八頁。

(51) 載澤『考察政治日記』、五七五頁。

(52) 載澤『考察政治日記』、五七五頁。

(53) 載澤『考察政治日記』、五七六頁。

(54) 崔学森『清廷製憲與明治日本』、五三頁。

(55) 載澤『考察政治日記』、五八一頁。原文は「貴国如行憲政、大權必歸君主」である。

(56) 崔学森『清廷立憲与明治日本』、五三頁。

(57) 故宮博物院『清末籌備立憲檔案史料(上冊)』(中華書局、一九七九年)、七頁。

(58) 講座の内容は、①立憲政体、②憲法、③君位及び君主の大權、④臣民の權利、⑤国会制度及び上院の組織、⑥下院の組織

⑦帝國議會の權限、⑧國務大臣及び樞密顧問、⑨法律及び法令、⑩予算、⑪司法權、⑫地方制度及び中央行政各部から構成されていた。

(59) 唐寶鐸『憲法訪問録』『北洋法政學報』(第六八期、一九〇八年)。

(60) 崔学森『清廷立憲与明治日本』、六〇頁。

(61) 一〇章は、①国と國民との關係、②立憲、③君主、④人民の權利義務、⑤議院、⑥政府、⑦司法、⑧會計、⑨皇室典範、

⑩中国の立憲、という編目によって構成されている。

(62) ここで述べる穂積の意見は、『訪問録』第一〇章の中国語原文にある次のような記述に基づき、筆者が要約したものである。「調和新舊之法、惟全賴教育之力…中略…待人民智識增進、愛國之情深、參政之念盛、於自非定憲法開議院不足以與民圖治」、「見立憲貴有程度、非旦夕事…中略…蓋行憲政必須改革一切關連之制度、悉心調查。凡行政部、司法部、陸海軍之組

- 織、務令合於立憲政體、然後憲政可行、議院可設矣」、「貴國調和新舊之法、根本之論、捨教育外別無他法」、「惟須朝廷先定國是、公布衆庶、俾國論一致」。
- (63) 現在、上海圖書館が所蔵している。
- (64) 張学継「日本法学家有賀長雄与五大臣考察報告」『歴史檔案』(第四期、二〇〇八年、一一二～一一三頁、夏小虹「梁啓超代擬憲政折稿考」陳平原編『現代中国第十一輯』(北京大學出版社、二〇〇八年)を参照。
- (65) 有賀長雄「中華民國顧問應聘顛末」『外交時報』(二〇〇〇号、一九一三年)。中国語版は「中国新法治与有賀長雄」と題して『言治』(第一号、一九一三年)に掲載された。
- (66) 中国語版有賀長雄『国法学』は早稲田大學出版部が出版したものであるが、出版の年月日は不明である。
- (67) 孫宏雲「清末預備立憲中的外方因素」『歴史研究』(第五期、二〇一三年、一〇一頁。
- (68) 孫宏雲「清末預備立憲中的外方因素」、一〇二頁。
- (69) 故宮博物院明清檔案部「清末籌備立憲檔案史料(上册)」(中華書局、一九七九年)、二四頁。
- (70) 有賀長雄「中国新法治与有賀長雄」『言治』(第一号、一九一三年)。中国語原文は、「次報告書恭呈西太后而中央集權主義之官制競由此頒布矣」である。
- (71) 張学継「日本法学家有賀長雄与五大臣考察報告」。
- (72) 故宮博物院明清檔案部「清末籌備立憲檔案史料(上册)」、一七三頁。
- (73) 故宮博物院明清檔案部「清末籌備立憲檔案史料(上册)」、一七四頁。
- (74) 故宮博物院明清檔案部「清末籌備立憲檔案史料(上册)」、一七五頁。
- (75) 夏新華等整理『近代中国憲政歷程』(中国政法大學出版社、二〇〇四年)、四四頁。
- (76) 夏新華等整理『近代中国憲政歷程』、四五頁。
- (77) 夏新華等整理『近代中国憲政歷程』、四八～五〇頁。
- (78) 故宮博物院明清檔案部「清末籌備立憲檔案史料(上册)」、三六七頁。なお、日本語訳した引用文中にある「明治七年…の政治制度改革」は、明治八年の立憲政体詔勅下の、元老院、大審院、地方官會議設置の改革を指していると思われる。
- (79) 有賀長雄「中国新法治与有賀長雄」『言治』(第一号、一九一三年)。
- (80) 有賀長雄「中国新法治与有賀長雄」『言治』(第一号、一九一三年)。

- (81) 有賀長雄述「日本憲政講義」『伊東巳代治文書』(国立国会図書館憲政資料室所蔵)。
 (82) 莫御「中国新法制与有賀長雄」『言治』(第五期、一九一三年)。
 (83) 莫御「中国新法制与有賀長雄」。
 (84) 故宮博物院明清檔案部『清末籌備立憲檔案史料(上冊)』、二五頁。
 (85) 故宮博物院明清檔案部『清末籌備立憲檔案史料(上冊)』、二五頁。
 (86) 故宮博物院明清檔案部『清末籌備立憲檔案史料(上冊)』、三三頁。
 (87) 故宮博物院明清檔案部『清末籌備立憲檔案史料(上冊)』、三五〜三七頁。
 (88) 故宮博物院明清檔案部『清末籌備立憲檔案史料(上冊)』、四〇頁。
 (89) 故宮博物院明清檔案部『清末籌備立憲檔案史料(上冊)』、四一頁。
 (90) 夏新華等整理『近代中国憲政歷程』、一三二頁。
 (91) 学部図書局『国民必読課本(甲乙編)』(北京師範大学に所蔵、一九一〇年)。
 (92) 学部図書局『国民必読課本(甲編下巻)』、一五頁。
 (93) 学部図書局『国民必読課本(甲編下巻)』、一四頁。
 (94) 学部図書局『国民必読課本(甲編下巻)』、一五頁。
 (95) 学部図書局『国民必読課本(甲編下巻)』、一五頁。
 (96) 学部図書局『国民必読課本(乙編下巻)』、四二頁。
 (97) 学部図書局『国民必読課本(乙編下巻)』、四三頁。
 (98) 大満州帝国国務院編『大清宣統政紀』(大満州帝国国務院、康德四年、一一〜一二頁)。
 (99) 大満州帝国国務院編『大清宣統政紀』、一一〜一二頁。
 (100) 大満州帝国国務院編『大清宣統政紀』、五二〜五三頁。
 (101) 大満州帝国国務院編『大清宣統政紀』、五三頁。
 (102) 遅雲飛「清末予備立憲研究」(中国社会科学出版社、二〇一三年)をはじめとする最近の研究がこれについて触れている。
 (103) 崔学森、呉迪「清末立憲における「大権」の歴史文化語義についての解読」『近代東アジアにおける知識移転と政治変容
 国際シンポジウム論文集』(中山大學歴史学系、二〇一八年)、一四一頁。

- (104) 高全喜「政治憲法学視野中的清帝遜位詔書」、二六～二七頁。
- (105) 有賀長雄『觀奕閑評』(中国国家図書館所蔵)。
- (106) 尚小明「有賀長雄与民初制憲活動幾件史實的辨析」『清帝遜位与民國肇建一百週年國際學術研討會論文集』(二〇一二年)。
- (107) 第一章の内容は民国政府と清国の皇室との関係である。出版する時に省略された。
- (108) 張玉法「清末民初期刊彙編」(台北経世書局、一九八五年)。
- (109) 尚小明「有賀長雄与民初制憲活動幾件史實的辨析」『清帝遜位与民國肇建一百週年國際學術研討會論文集』(二〇一二年)。
- (110) 有賀長雄『共和憲法持久策』(北京大学図書館所蔵)。
- (111) 尚小明「有賀長雄与民初制憲活動幾件史實的辨析」『清帝遜位与民國肇建一百週年國際學術研討會論文集』(二〇一二年)。
- (112) 張学繼「日本法学家有賀長雄与五大臣考察報告」『歷史檔案』(第四期、二〇〇八年)、七二頁。
- (113) 李超「憲法顧問有賀長雄的中国淵源」『新余学院学报』(二卷三期)、一二二頁。
- (114) 李廷江「民国初期に於る日本人顧問」『國際政治』(一一五号、一九九七年)、一八三頁。
- (115) 衛伊藩吉編著「近代在華日本人顧問資料目錄・序言」(中華書局、一九九四年)。
- (116) 松本三之介「利己と他者の狭間で」(以文社、二〇一七年)、九三頁。
- (117) 有賀長雄「有賀博士對於制定憲法之意見」『憲法新聞』(第一六期、一九一三年)。
- (118) 有賀長雄『觀奕閑評』、第一章。
- (119) 有賀長雄『觀奕閑評』、二頁。
- (120) 有賀長雄「有賀博士對於制定憲法之意見」。
- (121) 有賀長雄『觀奕閑評』、二～八頁。
- (122) 有賀長雄『觀奕閑評』、一三～一六頁。
- (123) 副島義一「駁有賀氏說」同『順天時報』(一九一四年一月二〇日)。
- (124) 松下佐知子「清末民初期の日本人法律顧問：有賀長雄と副島義一の憲法構想と政治行動を中心に」同『史学雜誌』(一一

- 編九号、二〇〇一年、七九〜八〇頁。
- (125) 李超「民初法律顧問有賀長雄及其製憲理論」、二三五〜二四五頁。
- (126) 「優遇条件」の憲法で規定することについて、滕德永「遜清皇室與優待條件的入憲」『北京社会科学』(第四期、二〇一八年)を参照。
- (127) 中国第二歴史古文書館整理『政府公報(第二六冊)』(上海書店出版社、一九九八年)、六四頁。
- (128) 中国第二歴史古文書館整理『政府公報(第二六冊)』、六五頁。
- (129) 有賀長雄「新式国家三要件論」張維翰編『民初文獻一束』(台北文海出版社、一九六八年)、五九〜七五頁。
- (130) 趙大為「有賀長雄及其共和憲法持久策」『近代史研究』(第二期、一九九六年)。
- (131) 趙大為「有賀長雄及其共和憲法持久策」、二七八頁。
- (132) 坂西利八郎「有賀博士と袁世凱」『外交時報』(六八六号、一九三三年)、一二二頁。
- (133) 有賀長雄「有賀長雄帰国後之民国談」『時事新報』(一九一四年五月一日)。
- (134) 中村元哉「対立と共存の日中關係史」(講談社、二〇一七年)、七〜二九頁。

吳迪(ゴ テキ)

所属・現職

慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程

NPO法人中日友好小金橋談心会 理事

最終学歴

慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程

所属学会

法文化学会、法制史学会、北東アジア学会、基礎経済科学研究所、社会主義理論学会

専攻領域

比較法制史

主要著作

「近代中国憲政と清水澄」『法学政治学論究』第一一二号(二〇一七年)

「近代中国の法制整備と岡田朝太郎」『法学政治学論究』第一一四号(二〇一七年)

「明治憲法から戦後憲法へ…憲法理論に対する継受と中国憲法学の形成」『第六回中日社会主義フォーラム論文集』(揚州大学、二〇一八年)